第二十六条の次に次の七条を加える。

（家族療養費附加金）

第二十六条の二　家族療養費附加金は、法第五十九条の規定に基づき家族療養費を支給する場合又は法第百三十六条の規定によりその例によることとされた船員保険法第七十六条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第六十二条の二の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第百三十六条の規定によりその例によることとされた船員保険法第八十三条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額。第三項において「組合員負担額」という。）が一件につき二万五千円（地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「施行令」という。）第二十三条の三の四第一項第二号に掲げる組合員又は船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第一項第二号に掲げる被保険者である組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、五万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）又は船員保険法施行令第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額（以下この項及び次項において「合算組合員負担額」という。）が五万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、十万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第二十三条の三の三第一項第一号イからヘまでに掲げる金額又は船員保険法施行令第八条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額のうち二万五千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、五万円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が一件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が二万五千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、五万円）未満の場合にあつては、合算組合員負担額から家族特定合算対象額に二万五千円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、五万円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

3　前二項に規定する家族療養費附加金に係る療養に要する費用につき、法令（条例を含む。）の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額（同項の規定の適用がないとしたならば、国又は地方公共団体が負担すべきこととなる額があるときは、当該負担すべきこととなる額を含む。以下この項において同じ。）がある場合において家族療養費附加金の額が組合員負担額又は合算組合員負担額から当該国又は地方公共団体が負担すべき額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額をもつて家族療養費附加金の額とする。

4　被扶養者が法第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費附加金として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し家族療養費附加金を支給したものとみなす。

（家族訪問看護療養費附加金）

第二十六条の三　家族訪問看護療養費附加金は、法第五十九条の三の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合又は法第百三十六条の規定によりその例によることとされた船員保険法第七十八条の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額（法第六十二条の二の規定に基づき高額療養費が支給される場合又は法第百三十六条の規定によりその例によることとされた船員保険法第八十三条の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額。次項において「訪問看護に係る組合員負担額」という。）が一件につき二万五千円（上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、五万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2　前項に規定する家族訪問看護療養費附加金に係る指定訪問看護に要する費用につき、法令（条例を含む。）の規定により国又は地方公共団体が負担すべき額（同項の規定の適用がないとしたならば、国又は地方公共団体が負担すべきこととなる額があるときは、当該負担すべきこととなる額を含む。以下この項において同じ。）がある場合において家族訪問看護療養費附加金の額が訪問看護に係る組合員負担額から当該国又は地方公共団体が負担すべき額を控除して得た額を超えるときは、当該控除して得た額をもつて家族訪問看護療養費附加金の額とする。

（出産費附加金）

第二十六条の四　法第六十三条第一項の規定により出産費を支給するときは、五万円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第二十六条の五　法第六十三条第三項の規定により家族出産費を支給するときは、五万円を家族出産費附加金として支給する。

（埋葬料附加金）

第二十六条の六　法第六十五条第一項の規定により埋葬料を支給するときは、二万五千円を埋葬料附加金として支給する。

2　法第六十五条第二項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第一項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が二万五千円を超えるときは、これを二万五千円とする。

（家族埋葬料附加金）

第二十六条の七　法第六十五条第三項の規定により家族埋葬料を支給するときは、二万五千円を家族埋葬料附加金として支給する。

（傷病手当金附加金）

第二十六条の八　法第六十八条第一項の規定により傷病手当金が支給される場合において、同条第二項の支給期間が満了した日の翌日（同日において給料の全部又は一部を受けている場合にあつては、その給料日額が傷病手当金附加金の額を下ることとなつた日）以後六月間の範囲内において、なお療養のため引き続き勤務に服することができないとき（傷病手当金の支給に係る傷病について障害共済年金若しくは障害一時金の支給を受けることができるとき（同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定を適用するとしたならば傷病手当金が支給される場合を除く。）又は資格喪失の日以降は、この限りでない。）は、一日につき、同条第一項の規定の例により計算した額を傷病手当金附加金として支給する。ただし、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その金額から施行令第二十四条第一項に規定する額を控除した額とし、障害共済年金、障害一時金又は退職老齢年金給付を受けることができる場合にあつては、法第六十八条第四項ただし書の規定、同条第五項ただし書の規定又は同条第六項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額（以下この項において「調整後傷病手当金附加金の額」という。）とし、給料の全部又は一部を受け、かつ、障害共済年金を受けることができる場合にあつては、調整後傷病手当金附加金の額から施行令第二十四条に規定する額を控除した額とする。